

ジュピターテレコム

質問1:「光の道」の整備には、①残り 10%の超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備と、②超高速ブロードバンド整備エリアにおける利用率 30%の向上、の 2 点が必要と考えられるが、

- 1) ①について、未整備エリアにおける基盤整備を短期間(5 年間)で行うためには、どのような方策を講じることが必要と考えるか。事業者間の設備競争を通じた基盤整備、公的資金の投入による計画的基盤整備、あるいはそれらのミックス等、複数の方法が想定できるが、どのような方法が適切と考えるか。その際の整備主体、運営主体、財源等については、どのように考えるか。
- 2) ②について、利用率を向上させる方法としては、何が適切と考えるか。また、利用率向上のための方法として、事業者間競争の活性化による料金の値下げやサービスの多様化等も考えられるが、事業者間競争の活性化のためにはどのような方策が考えられるか。

回答1: 1) 超高速ブロードバンド未整備エリアについては、これまでの支援制度によるインフラ構築などが成功していることを踏まえ、下記に留意して公的資金等の投入を行い、計画的な基盤整備を行うべき。

- 整備を行う特定事業者についてはエリアを行政区域単位とし、支援要件を満たせば、既存のケーブルテレビ事業者や通信事業者、新規参入事業者等、どの様なプレイヤーでも参入可能とすること。
 - 基盤整備にあたっての助成形態については、行政による助成や自治体が設置した光ファイバを IRU する形態の実績なども踏まえ、エリアに適した整理を行うこと。
 - 運用補填を行う場合は、ユニバーサルサービス制度の改定が前提となること。
 - 利活用の拡大を推進する観点から、ボトルネック設備を有した整備主体事業者が、上位レイヤーに対してドミナント的な影響力を与えることを規制することが必要。
即ち設備競争が行われている超高速ブロードバンド整備済エリアと比較して規制、オープン化について同等以上の義務を負わせること。
- 2) 利用率の向上のためには、NTT と設備競争事業者との公正競争を維持する観点から下記を実施すべき。
- 第一種指定電気通信設備規制や放送参入規制などのドミナント規制は、上位レイヤーを含めた独占・レバレッジの弊害を回避するために堅持すること。
 - 現状の活用業務認可制度は実質的に形骸化しており、有効性のある制度に見直すこと。
 - 利用率の向上のためには、アクセスネットワークの高度化や低廉化のみならず、アプリケーションの多様化・高度化が必須であり、国をあげて実現方法を検討すること。

質問2:「光の道」が整備される時代において、市場における競争はどうあるべきと考えるか。また、その際、NTT への規制の在り方についてはどうあるべきと考えるか。

回答2:「光の道」の整備は、FTTHやHFC(FTTN)など多様なネットワークによる、公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組合せて実現すべきであり、そのためには以下を実施すべき。

- 公正な設備競争を担保するために、特定事業者に対する助成や補填を行う場合でも、透明性を確保することが必要。
- 透明性の確保のために、助成や補填の対象エリアの明確化、垂直分離の導入、会計分離の実現を図ること。

なお、NTT への規制の在り方については、「回答1」のとおり。

質問3:「光の道」の整備に向け、貴社はどのような貢献ができると考えているか。

回答3: 超高速ブロードバンド整備エリアにおいては、サービスの高度化や低廉化等の貢献はもちろんのこと、弊社の強みである、テレビサービスや地域に密着した行政支援型サービス等の利用により超高速ブロードバンドサービスの利用率向上に貢献が可能。

未整備エリアにおいては、前述の行政区域単位で整備を行う場合は、支援要件に応じて参入を検討。

質問4: 加入者ファイバの接続料は東西別全国一律料金となっているが、今後条件不利地域にファイバを敷設することをふまえ、地域間料金格差を設けることについてどのように考えるか。また、公的資金の補助を得て敷設された光ファイバの接続料はどのようにあるべきと考えるか。

回答4: 未整備エリアにおいて支援要件を満たした特定事業者が採算を得るために整備エリアと比較して高額な接続料を設定した場合、利用者料金に転嫁され利用率が向上しないと考える。一方でたとえば全国でインフラを展開するNTTが、整備エリアと比較して低廉な接続料を設定し、ユニバーサルサービス料金に転嫁された場合、公正な競争が担保できない。よって、接続料については、全国一律の市場価格とすることが望ましい。

質問5: ネットワークの開放策について、現在の仕組みでこういった障害があるのか、具体的に教えていただきたい。

回答5: 弊社は設備事業者であり、原則、NTTの回線を利用していないことから回答は控えたい。

質問6: NTT西日本の個人情報漏洩問題についてのお考えを聞かせていただきたい。

質問7: 現在、NTT東西には、ドミナント規制が課されており、制度上、情報の対称性や手続の同等性などが確保されているが、NTT西日本の個人情報漏洩問題などが起きていることを踏まえ、競争の同等性を更に高めることも必要と考えられるが、どうか。具体的に必要と考える措置があるか。

回答6,7: 競争の同等性を高めるための新たな措置については、当然検討されるべきであると考え、新たな措置が実行性を発揮するためにも、まずは、NTT西日本の業務改善計画（NTT東日本の実施計画含）について、各種要件の確実な実行を担保することを目的とした、第三者による監視が必要と考える。また、3ヶ月ごとの報告書について、利害関係者に該当する協定事業者への定期的な説明が必要と考える。

質問8: NTT東西は、光アクセス網は8本まとめてでないで借りられない形で設計し、NGNは、そのアクセス網と一体となった形で設計するなど、いずれも競争事業者の利用を前提としたネットワーク設計をしていない。NGNでは、更にネイティブ方式のISP事業者が3社に制限される設計となっているため、ISP事業者からは競争上の懸念が示されるなど、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションが進展する中で、メタルで生み出された競争環境が消え去ろうとしている。光の時代における競争環境を実現するためには、NTT東西のアクセス網をより他事業者に使いやすい形に見直すことも必要と考えられるが、どうか。具体的にアクセス網がどのような形になれば、FTTH市場の競争環境が実現すると考えるか。

回答8: 光の時代における競争環境を実現するためには、FTTHだけではなく、HFC（FTTN）など多様なネットワークによる、公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組合せて実現すべきと考えるが、NTT東西のアクセス網を開放する場合には以下に留意すべき。

- 超高速ブロードバンド未整備エリアにおいてNTTが特定事業者としてアクセス網を独自に整備し、これに公的資金が投入された場合、公正な設備競争を阻害することとなるため、少なくとも超高速ブロードバンド整備エリアと未整備エリアの会計分離の確保は必須。すなわち、結果として独占傾向を加速させ、地域の衰弱を招く恐れがあるため、NTTアクセス網の在り方について様々な課題を慎重に整理したうえで、方向性を決定すべきこと。

質問9: 事業者間のより一層公正な競争環境を整備するためには、NTT東西からアクセス網を別会社として分離する考え方もあり得る。この場合、アクセス会社がNTT持株内にあっても、アクセス網分離後のNTT東西は、ボトルネック設備（アクセス網）を持たなくなるので、現行制度上は、NGNを含めてボトルネック性を根拠とする規制を課せなくなるが、この点についてどう考えるか。

回答9: 全国エリアベースでの NTT の構造分離に関する考え方は「回答8」のとおり。アクセス網分離後の上位レイヤーの NTT についても、ドミナントによる弊害を回避するため、引き続き何らかのドミナント規制を課すべき。

質問10: 不採算であるとして超高速ブロードバンドインフラが整備されていない地域に関して、一般論として、初期投資に関する負担がなければ、そういった地域においてもサービス提供を継続することは可能か。

回答10: ケースバイケースであると考えるが、サービスを継続的に提供するには運用費用も重要であり、ユニバーサル制度からの補填を含めた一体的な補助が必要である。

質問11: アクセス網への設備投資で何か制度的な阻害要因があるか、どう政策的に改善するとよいと考えるか。

回答11: ケーブルテレビ事業者は、放送と通信を行っている関係で、許可制である放送と、届出制である通信の制度的手続き差異により、現時点では以下の問題が発生している。通信と放送の融合が進んでいる現状では、差異がない制度設計が必要である。

具体的には事業の開始にあたって、施設設置許可申請(有線テレビジョン放送法)への申請は添付書類が膨大であり、準備に労力と時間が必要となる他、審査に係る期間も長い。なお、道路占有に関わる国道、河川等の申請でも、上記と同様の問題があり、手続きに時間が必要となる。よって、ケーブルテレビの申請に係る書類等の簡素化、審査に係る期間の短縮を望む。

質問12: ラストワンマイルの敷設工事に際して、電柱等の利用で、実務的に何か阻害要因があるか。

質問13: 具体的には、電柱等の使用許可手続き等で、①電力事業者の電柱等と②通信事業者の電柱等で何か実務的な違いや不都合があるか。

回答12,13:

1. 電柱借用の際、電力、NTTでは電柱強度計算により利用可否の判定を行っているが、その際、電力が所有する電柱計算は電力会社の支店間ですら異なる場合があるため、利用条件や施工方法が都度異なるなど、当社で判断できないケースがある。従って、審査基準の統一を望む。
2. 幹線設備を電柱に施工する際には、電柱に装柱金物を取り付け、その金物に幹線設備を設置することとなっているが、一部の電力事業者では利用者が施工することが出来ないため、電力会社の都合に合わせた施工となり、幹線敷設工事の計画に支障を来た

す。よって、装柱金物を利用者で設置できる形態に改定を望む。

3. 電柱を利用する場合、地面からの高さ、他のケーブルとの離隔距離が決められているが、電力会社の都合で電柱の高さを決めているため、上記の距離が維持できないケースがある。そのため、「離隔不足」等の理由で、電柱利用の許可が下りないケースがあり、利用者間で離隔問題の解消に向け協議するが、調整が困難な電柱への施工が必要な場合には、利用者(共架事業者)負担で電柱の立替を電力会社に依頼しなければならない。従って、電柱の高さの標準化、もしくは利用する規程が柔軟に適用されることを望む。

質問14: CATV 事業者は「有線」がメインの資産と思われるが、それを、「官営化」という考えがあるとすれば、それに対しどのようなご意見をお持ちか。

回答14: 「官営化」は、既に競争環境にある市場を独占に戻し、官の非効率をもたらすこと、また技術革新が減速する等の理由により、回帰すべきではない。

質問15: CATV 事業者は「有線」がメインの資産と思われるが、無線も含めて技術競争があることをどう思うか。

回答15: 公正な設備競争が担保されるのであれば、FTTH、HFC(FTTN)など有線間のみではなく、無線も含めた多様なネットワークによる設備競争は存在しうると考える。

以上